

書面添付制度に係る書面の

有用事例集Ⅱ

所得税編



平成17年11月
広島国税局
個人課税課

(発行)
中国税理士協同組合

目 次

1 書面の記載内容について有用性が認められるモデル事例・・・・・・・・・・ 1

書面の記載内容が調査省略事務等においてその参考となる「税理士法第 33 条の 2 に規定する添付書面」のモデル事例として広島国税局において作成したものであり、税理士の皆様方が書面を作成等するに当たっての参考として活用していただくようお願いします。

2 書面の記載内容について有用性が認められる事例（業種別）

税理士の皆様方が実際に作成し、申告書に添付された「税理士法第 33 条の 2 に規定する添付書面」の中で、調査省略事務等に有用であった事例について、記載内容の該当部分を明示し、これに有用であった理由（コメント）を付し、業種別に取りまとめたものです。

税理士の皆様方が書面を作成する際の参考の一つとして活用していただき、制度をより良いものに育てていただくようお願いします。

なお、書面の記載内容から納税者や作成された税理士の皆様方が特定されることがないように記載内容の一部を変更しておりますのでご了承ください。

（1）小売業

事例 1（コンビニエンスストア）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

事例 2（自動車販売）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（2）建設業

事例 3（建築工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

事例 4（建築工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

事例 5（建築工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

（3）医療保健業

事例 6（病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

（4）不動産貸付業

事例 7（建物貸付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

（5）譲渡所得

事例 8（一般譲渡）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

事例 9（収用特例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

申告所得税 確定申告書（平成〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 〇 〇 (〇 〇 電 気 店)	
	住所又は事務所の所在地	広島市中区八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
振替伝票、総勘定元帳、試算表、青色申告決算書、源泉徴収簿、固定資産台帳		現金出納帳、銀行勘定帳、売掛管理表、買掛管理表、棚卸表、給料明細表、工事請求書	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記1の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、工事契約書、請求書綴、領収書綴、注文伝票、レジペーパー		請求書綴の内、平成〇年〇月～〇月分 注文伝票の内、平成〇年〇月～〇月分	
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績
			年月日 税理士名
			事前通知等事績 通知年月日 予定年月日
		

3 計算し、整理した主な事項		
区 分	事 項	備 考
売上金額	現金取引分は、注文伝票を合計し売上計上漏れがないか、レジペーパーと照合し確認した。 売掛金の売上計上漏れがないか、売掛管理表より確認した。 エアコン取付工事収入は、工事契約書より計上漏れがないか確認した。	注文伝票をチェック、申込金を前受金処理した。
雑収入	仕入りレポート及び積立金利息を計上した。	
(1) 家事関連費	電気代については、店舗の使用が多いため80%を事業用、他の光熱費は30%を事業用とした。あん分については、使用割合により算出した。	家事関連費が混在する科目のあん分方法について、合理的検討・確認しており、調査省略等の参考となる。
①水道光熱費		
②通信費	電話代は事業専用につき、すべて事業用とした。	
③減価償却費	建物本体は床面積であん分し、車両は営業用トラックにつき家事部分はない。	
④固定資産税	土地、建物については、それぞれ面積あん分し計上した。	
店舗改装	工事請求書から減価償却資産と消耗品費に区分した。	除却資産についても確認処理した。
仕入・レポート	請求書綴から仕入りレポート等を抜き出し、各勘定科目に振り分けている。	
棚卸	最終仕入原価法で計上した。	
積立金	請求書綴から積立金を抜き出し、資産勘定に振り替えた。	
銀行勘定帳	金融機関からの残高証明書を確認した。	
(2) (1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
売上総利益率が低下	大型量販店の進出により、値引きとアフターサービスを余儀なくされ、粗利益が減少した。	総利益率の低下要因について税理士が検討・確認しており、調査省略等の参考となる。
(3) (1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
なし		

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
店舗改装について	<p>本年〇月、店舗改装の相談を受けた。資金は〇〇銀行から改装費用〇〇万円と休業中の運転資金〇〇万円、合計〇〇万円の融資を受ける予定である。また、改装費用の処理については、見積書を検討し、所基通 37-13（形式基準による修繕費の判定）及び 37-14（資本的支出と修繕費の区分の特例）により説明し、適正処理を指導した。</p>
原始記録の保存について	<p>保存期間について、帳簿は7年間、証憑書類は5年間である旨説明し、消費税の仕入税額控除との関連性も併せて説明した。</p>
専従者給与について	<p>専従者給与の支給額について相談を受けた。妻が従事している内容で他人を雇った場合、妥当な支給金額はいくらであるか、また、現在の従業員との支給額を比較した上で、専従者給与金額を決めるよう説明した。</p> <p>なお、専従者給与の金額を変更する場合は、税務署へ変更届出書の提出が必要となる旨の説明をした。</p>

質問に係る処理対応及び説明の具体的内容が記載されており、調査省略等の参考となる。

5 その他

- ・月次報告の際、記帳状況を確認しているが記帳内容は良好であり、原始記録の保存も確実である。
- ・決算書の作成に当っては、項目全般に渡って確認しており、特に契約書、注文書、見積書等の証拠書類が整然と保存されていると認められ、そのほか〇〇〇・・・の状況も認められる。このような状況から申告内容の総合的な評価を行った結果、適正な申告内容と考えられる。

総合評価が個々の納税者の状況に応じて記載されていることから調査省略等の参考となる。

申告所得税 確定申告書（平成〇〇 年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 一 郎 (コンビニエンスショップ〇〇)	
	住所又は事務所 の 所 在 地	広島市中区八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
依頼者が自ら起票した伝票に基づき、コンピュータ処理により作成した、仕訳帳、総勘定元帳、試算表、固定資産台帳、貸借対照表及び損益計算書 期末整理仕訳のみ当方記帳		会計日記帳、預金通帳、当座照合表、仕入請求書・納品書、給与関係書類、売掛・買掛集計表、棚卸表、借入金関係書類	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳簿書類の名称			備 考
契約書綴、決算報告書綴、一覧式総勘定元帳綴、補助元帳綴、総合仕訳帳綴、現金出納帳、当座勘定出納帳、当座小切手控、当座勘定照合表、普通預金通帳、その他の預金証書、預金残高証明書、受取手形記入帳、棚卸表原本、棚卸原始記録、固定資産台帳、支払手形記入帳、支払手形振出控、借入金割引手形残高証明書、売掛帳、売上納品書控、売上請求書控、買掛帳、仕入納品書、仕入請求書、源泉徴収関係綴、給与台帳、一般・請求書控、証憑書類、自家消費記録帳			
※事務 処理欄	部門	業種	
			意見聴取連絡事績
			事前通知等事績
		年月日	税理士名
		通知年月日	予定年月日
		・ ・	・ ・

税理士が、毎月、レジ記録と会計日記帳の照合を行い、売上計上漏れのないことを検討・確認しており、調査省略等の参考となる。

3 計算し、整理した主な事項

区分	事項	備考
売上金額	毎月、レジ記録と会計日記帳の照合を行い、売上計上漏れのないことを確認した。売上高は、レジペーパーにより日々管理され、現金は日々レジペーパーと実際現金有高及び現金金種表により管理している。自家消費は記録帳が整備されており、年度末に一括計上されていることを確認した。	レジ記録 レジペーパー・現金金種表 自家消費記録帳
仕入金額	仕入計上方法の妥当性及びその継続性を確かめ、締め後の仕入の計上を指導するとともに棚卸との関係もチェックした。	請求書、領収書
棚卸資産	期末資産の棚卸につき実地棚卸による集計を基に選択した評価方法により、適正な評価額が付されていることを確認した。	棚卸表
販売費及び一般管理費	月報等により、毎月すべての経費項目をチェックした。 備品消耗品費の中に固定資産に該当するものがないか検討した。厚生費、販売員旅費、雑費等について領収書を確認し、家事費については除外されていることを確認した。	請求書、領収書、証憑書類 月次監査により、全ての経費項目を税理士が検討・確認しており、調査省略等の参考となる。
労務・人件費	賃金台帳には、住所、生年月日等正確に記載されており、支給金額の正当性を確認するとともに、アルバイト等の実在性の確認も行った。	証憑書類
租税公課、水道光熱費、通信費等	自宅兼事務所のため、固定資産税〇%、電気代〇%、通信費〇%を家事関連費として、それぞれの経費科目から除外されていることを確認した。	証憑書類
現金・預金	支払資金と売上金は、会計日記帳において日々管理されている。商品仕入等の現金仕入・支払に関する証憑書類はすべて保存されていることを確認した。	預金通帳、当座通帳
事業主貸・借	事業主の月々の生活費〇〇円のほか、自宅部分の固定資産税、所得税、住民税等が算入されていることを確認した。事業主からの借入について、個人通帳からの出金を確認した。	個人通帳

家事関連費の混在する経費科目について、税理士が具体的数値により検討・確認しており、調査省略等の参考となる。

事業主からの借入について、資金の源泉を税理士が確認しており、調査省略等の参考となる。

(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増減理由
	売上金額	近隣に大手スーパーが出店してきたことによる商圏の狭まり及び酒販売の自由化による集客力の低下により減少した。
	従業員給与・賞与	パート及びアルバイトを削減したことにより減少した。
		変動のあった科目をそれぞれ分析し、それぞれの理由を記載しており、調査省略等の参考となる。
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変更等の理由
	なし	

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
該当なし	
5 その他	
<p>総合所見：</p> <p>日々の取引に関するレジ記録や領収書等は会計日記帳に整然と添付され、かつ、適用も詳細に記載されており、疑義を挟む余地のないように処理されています。</p> <p>家事関連費についても、租税公課、水道光熱費、通信費等については、自宅部分と事業所部分とにあん分計算をしています。自家消費については自家消費記録帳により適切に年度末に計上されています。</p> <p>以上の結果、記帳は事実に基づいて真実性、適時性、網羅性の要件を満たしたものと認められ、申告書は法令の規定に則して作成しています。</p>	

申告所得税 確定申告書（平成〇〇 年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

3302①

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊟
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊟
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税・消費税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 二 郎 (〇〇自動車商会)
	住所又は事務所 の 所 在 地	広島市中区八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。		
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項		
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等
総勘定元帳、試算表 貸借対照表、損益計算書 勘定科目内訳書		現金出納帳、銀行勘定帳 売掛帳、買掛帳、貸金台帳、棚卸表 固定資産台帳、車両販売台帳 預かり金台帳
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項		
帳簿書類の名称		備 考
領収書・請求書綴		預金残高証明書 借入金返済予定表

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・		・	・

3 計算し、整理した主な事項

(1)	区 分	事 項	備 考
	車両売上金額 車両仕入金額 その他の売上 雑収入 その他の仕入	車両注文書より作成した車両販売台帳を基に、発生主義での売上計上及び入金の確認を行った。 売掛帳より売上金額の確認を行った。 損害保険代理手数料収入の振込入金について、期末整理し、一括計上した。 下取り車両については、車両販売時に下取り価格で計上していることを仕入帳より確認した。	経理基準が発生主義によっていること及び売掛残高の管理についても確認されており、売上計上の正確さがうかがわれ、調査省略等の参考となる。
	棚卸金額 福利厚生費 減価償却費 消耗品費 保険料	展示場車両と仕入帳等とを照合し、在庫の金額等の確認を行なった。 現物給与等支払内容の検討を行った。 耐用年数・償却率等の確認を行った。 一括・少額減価償却資産の確認を行った。 契約書を確認し立替部分の確認を行った。	変動となった科目を分析して理由を記載しており、調査省略等の参考となる。

(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
	車両売上金額 車両仕入金額	総取扱台数は増えているが、単価が下落しているため売上高は減少となっている。
	広告宣伝費	新聞に広告を頻繁に掲載したため増額した。しかし販売促進の効果が見られなかったため取り止める。来期以降、マスメディアへの出稿を減らし、現在の顧客の困い込みに重点を変えることを検討中。
	システム利用料	〇〇〇システムネットに加盟し、システム利用料としての支払が大きくなってきたため勘定科目を追加した。

(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由
	システム利用料	上記の通り
		新規発生科目についての説明があり、調査省略等の参考となる。
		増額の理由が記載されており、税理士が検討・確認していることがうかがわれ、調査省略等の参考となる。

※整理番号

4 相談に応じた事項

事 項

相 談 の 要 旨

車検に関する事項

外部委託による車検の取扱いが〇件あったが、顧客サービスの一環として行なっており、自賠償保険料等の預り金の発生のみで、手数料的な収入はないとのことであったので、預り金として処理するよう指導した。

消費税に関する事項

税込み経理を指導した。

業種特有の経理を行なう必要があるものについて具体的に検討・指導しており、調査省略等の参考となる。

5 その他

記帳は正確に処理されており、法令の規定に従って申告書の作成を行った。
決算書及び申告書の作成に関する税理士の諸要求に関し納税者は誠実に応じている。

申告所得税 確定申告書（平成〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

				※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞			
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞			
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号			
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税・消費税) ・ 無			
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 三 郎 (〇 〇 建 設)			
	住所又は事務所の所在地	広島市中区八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。					
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項					
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等			
総勘定元帳、月次試算表、貸借対照表・損益計算書、勘定科目明細書、源泉徴収簿		振替伝票、現金出納帳、預金通帳、当座勘定照合表、材料等棚卸表、給与明細表、請求書領収書綴、売上請求書控			
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項					
帳簿書類の名称		備 考			
上記1「作成記入の基礎となった書類等」の他、受取手形記入帳、支払手形記入帳、年末調整関係書類、銀行残高証明書、工事台帳、出面帳					
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績
			年月日	税理士名	通知年月日 予定年月日
			・ ・		・ ・ ・

※整理番号

収入金、原価、販売費及び一般管理費について、税理士が確認あるいは検討した事項を具体的に記載しており、調査省略等の参考となる。

3 計算し、整理した主な事項

(1)	区 分	事 項																	
	収入金額	工事台帳、請求書（控）を基に、工事完成基準での収入計上 が適正に行なわれていることを確認した。	工事台帳、出面帳により現場作業日もチェックした。 資本的支出と修繕費の区分経費計上の妥当性																
	工事原価	請求書により完成工事に対応するものか検証した。																	
	未成工事 (仕掛工事)	請求書により来期に完成する工事分がないか確認した。あわせて労務費を日当計算により計上した。 ○月○日～ △△△の現場 日当 ×××円 × ○日分 ×××円 材料代 ×××円 計 ×××円																	
	販売費及び一般管理費	消耗品費、修繕費の中に資産計上すべきものがないことを確認し、交際費の中に使途不明金・談合金等がないことも確認した。その他の経費の中にも個人的な費用がないかもあわせて確認した。																	
	貸倒損失	当期計上分が税法上適正であるか確認した。 楠A X裁判所において破産申し立て第○号事件 平成○年○月○日和解 配当×××円 債権額 ×××円 - 配当 ×××円 差引額 ×××円 楠B 平成○年○月分残 ×××円 平成○年○月分 ×××円 平成○年○月分 ×××円 平成○年○月分 ×××円 請求残高 ×××円 最終回収日 平成○年○月○日 普通預金へ振り込み以後取引なし。当期で取引停止以後1年以上経過したので担保物のないことを確認し、備忘価額1円を残し処理した。	基通 51-12 (回収不能の貸金等の貸倒れ)に該当 基通 51-13 (一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)に該当																
	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由																	
	収入金の増加 原価の増加	新築を請負工事した。(○件 ×××円) 新築用材料及び専門外工事を、外注業者に依頼したため工事原価が増加した。																	
(2)	利益率 ○%→○%に減 利益率が増減した理由について、工事区分ごとに具体的に記載しており、調査省略等の参考となる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上</th> <th>原価</th> <th>粗利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事</td> <td>×××円</td> <td>×××円</td> <td>×××円(○%)</td> </tr> <tr> <td>新築工事</td> <td>×××円</td> <td>×××円</td> <td>×××円(○%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>×××円</td> <td>×××円</td> <td>×××円(○%)</td> </tr> </tbody> </table> 一般工事も人夫請求の単価を下げて請求している、その他得意先の資金繰上値引きをする為下降している。		売上	原価	粗利	一般工事	×××円	×××円	×××円(○%)	新築工事	×××円	×××円	×××円(○%)	計	×××円	×××円	×××円(○%)	
	売上	原価	粗利																
一般工事	×××円	×××円	×××円(○%)																
新築工事	×××円	×××円	×××円(○%)																
計	×××円	×××円	×××円(○%)																
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由																	

貸倒損失の当期計上分について、具体的に検討した事項を記載しており、調査省略等の参考となる。

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
完成工事収入金	<p>当期において従業員の家屋の新築工事を請負った。総原価×××円につき、収入請求額を△△△円で請求。当該納税者の従業員でもあり請求額が妥当であるか相談を受けた。</p> <p>当該納税者は、内装関係の請負が専門であって新築工事は専門外であることから大半を外注業者に頼らなければならず、ほぼ丸投げ状態である。他の建設業者の新築工事の利益率を検証したところ、上限下限はあるものの一般顧客に対して平均〇%前後であり請求額は妥当であろうと助言した。</p> <div data-bbox="849 824 1318 990" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>従業員に対して請求した新築工事代が妥当であるかどうか具体的に検討しており、調査省略等の参考となる。</p> </div>

5 その他

- 総合所見
 - 毎月訪問し、証憑書類をもとに取引内容をチェックし処理方法について指導している。
 - 決算時には改めて全ての損益科目を検討し、資産負債科目については、その残高を証憑書類と照合しました。
 - 以上の通り、依頼者から提示を受けた帳簿書類の範囲において、税務処理は事実に基づき正確かつ適正に行われており、証憑書類等の整理・保存状態も良好であると認められる。

申告所得税 確定申告書（平成〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 四 郎 (〇 〇 建 築)	
	住所又は事務所の所在地	広島市中区八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
依頼者が自らパソコンに入力した仕訳データに基づき、コンピュータ処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表及び損益計算書 期末整理仕訳のみ当方作成入力		会計伝票、現金出納帳、当座勘定出納帳、証憑書類綴、手形帳、給与台帳、売掛・買掛集計帳、棚卸表、契約書類綴、固定資産台帳	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
該当なし		該当なし	
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績
			年月日 税理士名
			通知年月日 予定年月日
			・ ・ ・ ・

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	専従者給与	家族従業員が結婚を期に専従者でなくなったことに対して、退職金を支給していたが、事業に従事した期間に対応して支払うべきものではないので必要経費から除外した。	支払の内容に関して、税理士が検討しており、調査省略等の参考となる。
(2)	(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由
	収入金		受注高については、突発的なものもなく、ここ数年続いている公共事業の受注減少による影響が顕著に現れた年であった。
	材料費		X市駅前の機器設置工事××百万円の受注に際し、特別の機柱を利用したためこの工事の材料比率は0%となり、全体の材料比率を上昇させる大きな原因となった。
	外注費		年度末に集中する工事もある程度予測したもので収まり、全体的に受注高減であったので極力外部に頼らず社員で処理することに努めた。これにより外注費は大幅に減少した。
	雑費		ISO資格取得のためのコンサルティング料××百万円を支払った。
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由
	なし		なし

※整理番号

4 相談に応じた事項

事

項

相 談 の 要 旨

特になし

5 その他

工事台帳、出面帳、領収書、請求書等の原始記録その他の書類の整理保存は良好であり、給与計算、収入金の管理もパソコンで行われており、適正に処理されている。

申告所得税 確定申告書（平成〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

				※整理番号			
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊟					
	事務所の所在地	広島市上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇					
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊟					
	事務所の所在地	広島市上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇					
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号					
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税・消費税) ・ 無					
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 五 郎 (〇 〇 土 建)					
	住所又は事務所 の 所 在 地	広島市中区八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇					
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。							
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項							
帳簿書類の名称				作成記入の基礎となった書類等			
依頼者が自ら記帳した会計伝票に基づき、コンピュータ処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書 期末整理の会計伝票のみ当方作成				会計伝票、現金出納帳、預金通帳、証憑書類綴、請求書控、領収書控、給与台帳、受取手形帳、借入金返済明細書、残高証明書、工事未収入金			
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項							
帳簿書類の名称				備 考			
なし				なし			
※事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
				・ ・		・ ・	・ ・

3 計算し、整理した主な事項

区分	事項	備考
完成工事高収入 完成工事未収入金	工事台帳、請求書（控）及び領収書（控）により、収入金額及び収入金の計上時期が正しく処理されていることを確認した。	請求書控、領収書控、完成工事未収入金集計表、会計伝票綴
材料仕入金額 外注費 工事未払金	請求書、領収書及び預金通帳に基づき、請求内容と決済状況の確認を行うとともに、資本的支出に該当すべきものがないかを確認した。	請求書、領収書、預金通帳、工事未払金集計表、会計伝票綴
(1) 販売費及び一般管理費、製造原価	備品費、消耗品費、修繕費、車両経費の中に資本的支出や一括償却資産に該当するものがないことを確認した。また、交際費には使途不明金、家事費が含まれていないことを確認した。	証憑書類綴、請求書 会計伝票綴
固定資産の下取りに係る損失	車両運搬具の買換につき、取得価格及び下取り価格を注文書及びクレジット明細書により検討し、譲渡損が発生していることから、〇〇として処理した。	注文書、クレジット明細書 会計伝票
(1)のうち顕著な増減事項	増減理由	
完成工事高収入及び外注費	平成〇年〇月及び〇月に大型工事を受注したため、対前年比120%となり、それに伴い外注費は対前年比201%となりました。	
(2)	<div data-bbox="450 1355 839 1525" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 具体的な損失の内容と税理士が確認した証拠書類が記載されており、調査省略等の参考となる。 </div>	<div data-bbox="975 1301 1353 1592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 資本的支出や一括償却資産に該当するものがないか、また、家事費に該当するものがないか等について税理士が関係書類から検討しており、調査省略等の参考となる。 </div>
(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変更等の理由	
(3) なし	なし	

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
中古減価償却資産の耐用年数	<p>建築後〇年経過した木造アパートを取得し、特に改良を加えずに従業員寮として使用した場合の耐用年数について相談を受けた。今後何年使用可能か不明であるとともに、法定耐用年数を一部経過したものであったため、次のように見積もった。</p> <p>22年－〇年＋（〇年×20%）</p>
	<p>具体的な検討事項が記載されており、調査省略等の参考となる。</p>
5 その他	
<p>総合所見</p> <p>日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、原始記録の保存状態も良好である。また、請求書、領収書等の証拠書類についても、整然と保管されている。決算に当たっては、改めて全ての損益科目と資産、負債科目について内容を確認した。</p> <p>日々の記帳の適正性の確認及び決算整理事項が適正であること等を勘案して、この申告は妥当であると認められる。</p>	

申告所得税 確定申告書（平成〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 六 郎 (〇 〇 病 院)	
	住所又は事務所の所在地	広島市中区八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
試算表、貸借対照表、損益計算書、総勘定元帳、		現金出納帳、預金通帳、銀行勘定帳、窓口収入帳、レジペーパー、収入領収書控、未収入金台帳、料金計算書（請求書）、証憑書類、請求書、納品書、棚卸表、給与台帳、源泉徴収簿、タイムカード	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
現金出納帳、預金通帳、銀行勘定帳、窓口収入帳、レジペーパー、収入領収書控、未収入金台帳、料金計算書（請求書）、証憑書類、請求書、納品書、棚卸表、給与台帳、源泉徴収簿			
※事務 処理欄	部門	業種	
			意見聴取連絡事績
			事前通知等事績
		年月日	税理士名
		年月日	予定年月日
		.	.

3 計算し、整理した主な事項

(1)	区 分	事 項	備 考
	収入金額	<p>外来収入について、毎月、窓口収入帳とレジペーパーとの照合を行い、計上漏れのないことを確認した。レジペーパーにより日々管理され、現金は日々レジペーパーと実際現金有高及び窓口収入帳により管理している。</p> <p>入院収入について、毎月、料金計算書（請求書）とレジペーパーとの照合を行い、未収入金台帳からも検討し、計上漏れのないことを確認した。</p>	<p>税理士が、毎月、レジペーパーと管理帳簿との照合を行い、収入計上漏れのないことを検討・確認しており、調査省略等の参考となる。</p>
	雑収入	<p>公衆電話や自動販売機の手数料収入について、預金に振込まれ、計上漏れがないことを確認した。</p>	
	仕入金額	<p>納品・請求書及び預金通帳に基づき請求内容と決済状況の確認を行うとともに、締め後の仕入計上を指導し、棚卸との関係もチェックした。</p>	
	給料賃金	<p>給与台帳に基づき、支給金額の正当性を確認するとともに、人員の実在性の確認も行なった。</p>	<p>不正計算が行われやすい科目や誤りやすい科目について、税理士が検討・確認しており、調査省略等の参考となる。</p>
	福利厚生費	<p>現物給与等支払内容の検討を行った。</p>	
	接待交際費	<p>支払領収証をすべてチェックしたところ、接待先が不明なもの、家事費と判断されたものが一部算入されていたので決算修正により事業主貸勘定へ振替えた。</p>	
	修繕費	<p>内容や決済金額を検討し、資本的支出に該当するものがないかを確認した。</p>	
	(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由
(2)	収入金額の減少	<p>患者負担額の増加に伴い、病院離れが進み、受付簿を確認しても外来患者の減少は顕著である。</p>	
	人件費の増加	<p>ここ数年労働条件改善のため、就労時間の短縮等に取り組み、清掃等についてアルバイトに頼ることが多くなり、雑給が増加している。</p>	
	福利厚生費の増加	<p>本年開院〇周年ということで、従業員の慰安旅行を実施したため、昨年より増加した。</p>	
	減価償却費	<p>MRIを〇千万円で購入したことにより、大幅に増加した。</p>	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由
	科目の追加	<p>前年まで、アルバイトの雑給も給料賃金として処理していたが、増加に伴い本年から雑給勘定を追加した。</p>	
	減少、増加理由の検討を行っており、調査省略等の参考になる。	<p>科目追加処理について記載があるため、調査省略等の参考になる。</p>	

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
専従者給与	<p>妻（〇〇の資格あり）の専従者給与について、増額の相談を受けたため、妻が従事している内容で他人を雇った場合、妥当な支給金額はいくらであるか、また、現在の従業員との支給額を比較した上で、給与金額を決定するよう説明した。</p> <p>なお、専従者給与の金額を変更する時は税務署へ変更届出書の提出が必要になる旨を説明した。</p>

具体的な指導項目が記載されており、調査省略等の参考となる。

5 その他

総合所見

以前、税務調査を受け、一部収入計上漏れを指摘されたことに対しては謙虚に反省しており、以後収入の計上漏れが発生しないよう、現金や帳簿管理に細心の注意を払っている。帳簿はきちんと管理されている。

当方からの指導に対しても誠実に対応しており、納税に対しても前向きである。

税務調査を受けての改善状況等を記載しており、税務に関して前向きであることがうかがわれ、調査省略等の参考となる。

申告所得税 確定申告書（平成〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 七 郎	
	住所又は事務所 の 所 在 地	広島市中区八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
総勘定元帳、貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳関係		現金出納帳、預金通帳、請求書、領収書、その他証憑書類、賃貸借契約書、固定資産税・都市計画税課税証明書	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
現金出納帳、預金通帳、請求書、領収書、その他証憑書類、固定資産台帳、賃貸借契約書、固定資産税・都市計画税課税証明書			
※事務 処理欄	部門	業種	
			意見聴取連絡事績
			事前通知等事績
		年月日	税理士名
		通知年月日	予定年月日
		・ ・	・ ・

3 計算し、整理した主な事項

(1)	区 分	事 項	備 考
	収入金額	<p>賃貸借契約書及び収入が振込となっている預金通帳により、毎月の家賃、駐車場収入及び共益費、中途入居者に係る日割家賃収入が正しく計上されていることを確認した。</p> <p>更に、退去時における修繕費用は敷金と相殺することとしており、その処理は預り金としている。敷金については、全額退去時に返還している。</p>	<p>具体的な帳簿書類により、税理士が内容の検討・確認しており、調査省略等の参考となる。</p>
	固定資産税	<p>固定資産税・都市計画税課税証明書を検討し、賃貸物件以外の固定資産税が算入されていないことを確認した。</p>	
	損害保険料	<p>満期返戻金付の保険であり、積立部分については、積立金処理としている。</p>	
	修繕費	<p>請求書等により内容を確認し、資本的支出に該当するものがないか確認した。</p>	
	減価償却費	<p>賃貸マンションについて、売買契約書により、土地相当部分については、取得費から減算している。</p>	
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	修繕費の増加	<p>賃貸物件の外壁が老朽化したので、外壁の塗装を行なった。塗装については、防水加工をしているが、従来から防水加工が施されていたため、現状回復費用とし、修繕費として処理した。</p>	
	利子割引料の増加	<p>上記、大規模修繕に係る費用の資金として、〇〇銀行から借入れた〇千万円の元本に係る支払利息により増加した。</p>	
	増加部分について、税理士がその理由を確認し、その内容を記載しているため、調査省略等の参考となる。		
	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
(3)	該当無し		

※整理番号

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
修繕費、減価償却費	修繕に要した費用が、資本的支出か、修繕費に該当するのかわりについて相談されたため、請求書等によりその内容を確認し、税法基準に基づき適正に処理した。

納税者で判断しがたい点について、納税者から相談を受け、税理士の適切な助言により処理されており、調査省略等の参考になる。

5 その他

納税者が作成した書類等の計算正確性を確かめた上で処理しており、書類等の計算・記載は正確無比なものです。また、その元となりました帳簿書類、請求書・領収書、銀行預金通帳等の一切の書類は整然、明瞭に納税者において保管されております。

申告所得税 申告書（平成〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 **33の2①**

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊟	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 八 郎	
	住所又は事務所の所在地	広島市中区八丁堀〇-〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）		売買契約書（各取得時及び譲渡時）、仲介料、測量費の領収書	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
		

3 計算し、整理した主な事項			
区分	事項	備考	
(1)	譲渡価額	<p>売買契約書及び譲渡代金の入金された預金通帳（〇〇銀行〇〇支店普通預金本人名義）により譲渡価額を確認した。</p> <p>なお、売買契約書によると、1筆の宅地のうちの〇〇㎡を譲渡することとしており、残地については、既に売買契約は締結しているが、残金決済及び引渡しが翌年分となり、買主も別人であることから、翌年分の譲渡所得となる。</p>	<p>売買契約書及び預金通帳</p> <p>譲渡所得の計算の基礎となる譲渡価額及び取得費等について、具体的に確認した事項やその計算の根拠を記載しており、調査省略等の参考となる。</p>
	取得費	<p>譲渡物件は、〇〇年に取得した物件で、取得時に、収用等の代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33条）の適用を受けていることから、引継価額を面積あん分により取得価額とした。</p>	<p>取得時の売買契約書及び確定申告関係書類</p>
	譲渡費用	<p>1筆の宅地のうちの〇〇㎡を譲渡することとしており、実測、分筆の後、譲渡していることを確認したので、分筆費用等は、全体の面積により按分し、本年分の譲渡に対応したもののみを譲渡費用とした。</p>	
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

4 相談に応じた事項

事 項

相 談 の 要 旨

譲渡所得に係る納税関係

納付関係に係る指導事項
等が記載されており、調
査省略等の参考となる。

譲渡所得の納税関係について相談を受けたので、国税の納税
については口座振替とするように指導し、関係書類を併せて提
出するとともに、地方税の納付関係についても指導した。

なお、翌年分の譲渡となる残地の譲渡所得について、契約ベ
ースによる申告も可能である旨を説明したが、買主が銀行借入
等に手間取り、残金決済の時期が遅延しているという事情があ
ることから、翌年分に申告するように指導した。

5 その他

申告所得税 申告書（平成〇〇年分・ 事業年度分・ ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

		※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ⑩	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇一〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ⑩	
	事務所の所在地	広島市中区上八丁堀〇一〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	所属税理士会等	中国 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号	
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> (所得税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	〇 〇 九 郎	
	住所又は事務所 の 所 在 地	広島市中区八丁堀〇一〇 電話 (082) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
私（もしくは当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）		売買契約書（各取得時及び譲渡時）、仲介料、測量費の領収書	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	

※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・		・	・

3 計算し、整理した主な事項

	区 分	事 項	備 考
(1)	収用特例	<p>連年で県道拡幅事業により土地を収用されており、売買契約書等の収用関係書類を確認・検討し、次のとおり計算・整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年分において5000万円の収用特例（措法33の4）の適用を受けており、本年分の収用も同一事業であることから、本年分は収用等の代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33条）の適用を受けることとしている。 譲渡資産が畑で、代替資産は土地（宅地）の取得を予定しており、同種の資産であることから、課税の特例の要件を具備している。 土地収用に関連して、農業所得の減収補償金及び柿木などの移転補償金を受け取っているが、それぞれ農業所得、一時所得として計算した。 代替資産の取得については、すでに売買契約を了しており（〇〇町〇〇-〇、売買金額〇〇円）、売買登記が完了次第、所要の手続きを行うこととしている。 	<p>収用関係書類</p> <div data-bbox="1070 495 1520 689" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>譲渡所得の特例適用について、具体的に確認した事項やその検討事項を記載しており、調査省略等の参考となる。</p> </div>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
<p>代替取得資産の取得費</p> <div data-bbox="220 517 571 712" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特例適用に係る課税の繰延べの趣旨等の説明事項が記載されており、調査省略等の参考となる。</p> </div>	<div data-bbox="582 392 1396 824" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>同特例の適用に当たっては、課税の繰延べであるという制度の趣旨等について説明した。</p> <p>本人は、先祖伝来の土地を減らしたくないという思いが強く、売却する予定はないので、特例の適用を選択したものである。</p> <p>なお、当初代替資産は、農地を取得する予定であったが、高齢であることから、宅地を取得することとし、この土地には、賃貸アパートの建築を予定している。</p> </div>

5 その他